

公布された条例のあらまし

- ◆知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第36号）
  - 1 条例改正の目的  
地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、関係条例について同法の引用規定の整理をすることとした。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。
- ◆高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第37号）
  - 1 条例改正の目的  
生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行による旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正を考慮し、旅館業の譲渡及び譲受けの承認に係る手数料を新たに徴収することとするとともに、同法の引用規定の整理をすることとした。
  - 2 施行期日  
この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- ◆高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第38号）
  - 1 条例改正の目的  
電気事業における甫喜ヶ峰風力発電所について、老朽化等に伴い廃止することとした。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和6年6月1日から施行することとした。

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

条 例	ページ
◎知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例	2
◎高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例	2
◎高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	2

-----  
条 例  
-----

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月20日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第36号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

（知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第1条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

（高知県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 高知県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和元年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

（高知県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月20日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第37号

高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

高知県旅館業法施行条例（平成5年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第5条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第7条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第8条第2号中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

~~~~~  
高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月20日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第38号

高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び風力発電所」を削り、同項の表中

「	甫喜ヶ峰風力発電所	〃	1,500キロワット	」
---	-----------	---	------------	---

を削る。

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。